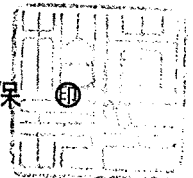


柏環放第 26 号
平成 26 年 8 月 21 日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直巳 様

柏市長 秋山 浩保 ㊟



原子力損害賠償に係る質問について

本市では、福島第一原子力発電所事故に伴い、空間放射線量の測定、食品や飲料水中の放射性物質の検査、その他除染などの様々な放射線対策の実施を余儀なくされました。

これらの対策に要した費用のうち、国費が充当できない費用については、貴社に対して損害賠償請求を行う考えですが、これまでも、本市は、貴社との賠償交渉に膨大な時間と労力を費やしてきました。

そこで、本市としては、今後もこれまでどおり当事者間での交渉を継続していくか、又は交渉を打ち切り第三者機関による裁定に委ねるかを判断するため、別添のとおり質問状を提出します。

ついては、この質問状に対して、責任の重大さを認識した上での誠実かつ明確な回答を求めます。また、これまで貴社からの回答で多く使用されてきた「個別の事情に応じて必要かつ合理的な範囲で対応する」、「具体的な事情を伺って適切に対応する」といった抽象的で曖昧な表現ではなく、具体的で明確な表現での回答を求めます。

なお、貴社からの回答の内容は、住民に対して公表することも検討することを申し添えます。

柏市からの質問・意見

(1) 廃棄物処理事業に係る追加的費用について〈項目 3〉

貴社が賠償対象外としている以下の項目については、原発事故と相当因果関係のある損害であり、すなわち賠償対象であると考えがいかかが。

- 1 溶融スラグを売却できないことによる損失
- 2 清掃工場の稼働率低下に伴う機会損失に係る委託費
- 3 本件事故に伴い生じた収集方法変更に係る住民への広報費用及び説明会開催費用
- 4 焼却灰の放射性物質対策に係る会議・打合せ等への交通費

【質問の背景】

本市の廃棄物処理事業においては、本件事故に伴い、多くの通常とは異なる措置を講じており、それに係る多くの経費が発生している。これらは全て、原発事故と相当因果関係のある損害であり、すなわち賠償対象であると認識している。

1について、水道・工業用水道事業及び下水道・集落排水事業において「副次産物の販売に係る減収」が求償メニューとなっているにも関わらず、廃棄物処理事業では同様のメニューがなく、賠償対象外とされている。従来売却していた副次産物の引き取り忌避により生じた損害として、同等のものであることから、賠償対象とすべきである。

2について、清掃工場運転管理委託費は固定費と処理量に応じた変動費に分かれている。柏市第二清掃工場では、炉の性質上、柏市清掃工場に比べ高濃度の焼却灰が発生する点や、仮置き場所の逼迫などから、焼却炉の停止を余儀なくされたため、稼働率が低下した。本件事故の影響による稼働停止期間中の固定費見合いの委託費については、賠償対象とすべきである。

3について、本市が契約する全ての民間最終処分場は、処分場及び処分場所在自治体の特措法に定められた処理基準値(8,000Bq/kg)よりも厳しい自主基準値を定めており、焼却灰の放射能濃度低減対策により多くの負担を強いられている。平成24年度に行った草木枝葉の収集方法変更はその一環である。濃度上昇の原因と考えられている草木枝葉とその他のごみを分けて焼却することにより、焼却灰の放射能濃度を低減させ、最終処分を行うため、ひいては家庭ごみ収集を継続させるため、緊急・臨時的措置としてやむを得ず行ったものである。住民への広報及び住民説明会の開催は、収集方法変更を行う上で必要不可欠であり、費用負担を余儀なくされたものである。一律に対象外とするのではなく、個別具体的な事情に応じて、賠償対象とすべきである。

4について、例えば環境省主催の「指定廃棄物処理市町村長会議」や、民間最終処分場への現地確認及び事前協議等、本件事故の影響で行われ、出席が必須であった会議等によ

り、負担が余儀なくされた交通費については賠償対象とすべきである。

（２）学校給食等に係る検査費用について〈項目５〉

学校給食等に係る検査費用について、平成２５年度以降も、賠償の対象とするよう強く求める。

【質問の背景】

学校等における給食検査やプール水検査については、平成２３年度及び２４年度分で賠償対象とされていたところであるが、平成２５年度分については対象から除く旨の取り扱いが貴社より示されている。

しかしながら、このような貴社の対応は、各自治体がこれら放射性物質に係る検査を継続せざるを得ない状況にあるという事実を無視する判断と言わざるを得ず、また国による財政措置に当たらない除染等にかかる費用をはじめ、未だ十分な請求方法も示されていない項目や課題が多く残る状況で、請求対象項目の削減方針が一方的に示されたことは、貴社の賠償に望む姿勢に、強い疑問を感じさせるものである。

特に、学校給食等に係る検査費用については、現在も、一部の食品から放射性セシウムが検出されている状況にあって、市民の安心・安全を確保する観点から、市として必要かつ合理的な事業であることから、当然に賠償すべき費用であると考える。

貴社におかれては、原発事故の原因者としての責任を改めて認識するとともに、自治体の置かれた現状に十分留意し、責任ある対応を図るよう、強く求めるものである。

（３）空間放射線量の検査費用について〈項目１０〉

空間放射線量の検査費用について、継続的に賠償の対象とするよう強く求める。

【質問の背景】

空間放射線量の検査費用については、平成２３年度分の一部のみが賠償の対象とされたところだが、本市へ拡散した放射性物質は貴社福島第一原子力発電所に由来することが明らかであり、また貴社福島第一原子力発電所の事故が未だ根本解決に至っておらず、放射性物質の流出が完全には止まっていないと懸念されることや、本市内においても風雨等により放射性物質の移動がみられることなどから、定期的な空間放射線量の測定は不可欠な状況にあると言える。こうした現状から、測定の委託費用のほか、測定機器の校正などの維持管理費及び関連する消耗品費等も含め、空間放射線量の測定に必要な費用については、継続的に賠償の対象とすべきである。

（４）学校プール水検査等に係る検査費用について〈項目１１〉

学校等におけるプール水検査にかかる費用について、平成２５年度以降も、賠償の対象とするよう強く求める。

【質問の背景】

学校等における給食検査やプール水検査については、平成23年度及び24年度分で賠償対象とされていたところであるが、平成25年度分については対象から除く旨の取り扱いが貴社より示されている。

しかしながら、このような貴社の対応は、各自治体がこれら放射性物質に係る検査を継続せざるを得ない状況にあるという事実を無視する判断と言わざるを得ず、また国による財政措置に当たらない除染等にかかる費用をはじめ、未だ十分な請求方法も示されていない項目や課題が多く残る状況で、請求対象項目の削減方針が一方的に示されたことは、貴社の賠償に望む姿勢に、強い疑問を感じさせるものである。

貴社におかれては、原発事故の原因者としての責任を改めて認識するとともに、自治体の置かれた現状に十分留意し、責任ある対応を図るよう、強く求めるものである。

(5) 人件費について〈項目13〉

放射線対策にかかる人件費について、一部の事業に限定することなく、専属職員分の給与をはじめ、より広く賠償の対象とするよう強く求める。また、自治体側に過分の事務負担を生じさせている現状の請求手続き方法を改め、より簡便な手続きとするよう求める。

【質問の背景】

人件費については、貴社より示されている一部の限定された項目に関する超過勤務手当のみを賠償対象とされているところであるが、当該原発事故に伴う放射線対策にかかる費用については、人件費も含め、原因者である貴社がその全額を負担することが当然である。

このような認識から、特に、放射線対策専属として従事した職員については、当該職員が本来従事すべきであった自治体の本来業務に多大なる影響が生じた（本来業務が実施できなかったことによる機会損失、他の担当職員の時間外勤務増加、委託費用の増加など）と言わざるを得ないことから、専属職員分の給与については、当然に賠償すべき費用であると考ええる。

また、請求にあたっては、いわば被害を受けた立場である自治体や住民等に対し、必要以上に手続き上の負担を負わせることがないよう、十分配慮すべきであることは言うまでもないことである。このような考えを前提に、例えば建設事業費などで見られる支弁人件費の考え方のように、事業費に対する一定の割合を人件費として支払うことも、自治体側が選択できるような制度へと改善すべきである。

(6) 賠償請求受付項目について〈項目14〉

- ①請求受付項目を限定していることについて、改めて説明を求める。
- ②請求手続きを簡素化するよう、改めて強く求める。
- ③請求受付項目以外の項目についての賠償の考え方について、説明を求める。

【質問の背景】

- ①本市としては、今般の事故に伴う放射線対策にかかる費用のうち、国費による財政措置の対象とならないものは、貴社による全額負担が当然と考える。こうした考えに対する貴社の見解と、これまでに貴社より示された請求メニューが相当に限定されている理由について、改めて説明を求める。
- ②全般として、手続きが煩雑で事務負担が大きい。請求にあたっては、いわば被害を受けた立場である自治体や住民等に対し、必要以上に手続き上の負担を負わせることがないように、十分配慮すべきである。より簡易的な方法による請求手続きへの至急の改善を強く求める。
- ③先にも述べたとおり、本市としては、今般の事故に伴う放射線対策にかかる費用のうち、国費による財政措置の対象とならないものは、貴社による全額負担が当然と考える。現在までに示されている請求メニュー以外の項目について、賠償の考え方、請求受付開始時期・項目などについて、説明を求める。

(7) 除去土壌及び焼却灰等について〈項目14〉

- ①汚染された除去土壌及び焼却灰の処分について、その責任と今後の対応をどのように考えているのか。
- ②副次的費用にかかる賠償の考え方等について説明を求める。

【質問の背景】

- ①汚染された除去土壌及び焼却灰の処分についても、事故の原因者として、貴社が責任を持った対応をすべきと考えるが、その責任と今後の対応について、どのように考えているのか。
- ②今般の事故に伴う放射線対策費用としては、除染等の直接的なもののほか、例えば焼却灰の熔融が困難になることに伴う焼却灰運搬費用の増加分などといった副次的な費用も生じている状況である。このような現状に対し、副次的費用にかかる賠償の考え方、対応実績、各市町村等からの要望に対する今後の対応方針（対応に向けての検討の状況も含む）について説明を求める。

(8) 個人及び事業者等への賠償について〈項目14〉

- ①個人及び事業者等からの損害賠償にかかる対応の考え方、現在の手続きの方法、問い合わせや請求の状況及び実績等について、説明を求める。
- ②民有地における除染等に要した費用について、貴社に直接請求することができる制度の対応状況等について、説明を求める。
- ③請求手続き方法及び問い合わせ先等について、改めて広く市民に周知するように求める。

【質問の背景】

- ①個人及び事業者等が除染等の放射線対策に要した費用の賠償請求については、本来で

あれば、事故の原因者である貴社において、その全てに対し責任をもって適切に対応されるべきところであるが、これまで本市にも多くの問い合わせが寄せられている状況であることから、個人及び事業者等からの損害賠償にかかる対応の考え方、現在の手続きの方法、問い合わせや請求の状況及び実績等について、説明を求める。

- ②特に、本市では、民有地における除染等に要した費用について、貴社に対し、直接的に請求することができる制度の早期確立を、以前より度々求めてきたところだが、これまでの検討及び対応状況について、改めて説明を求める。
- ③また、請求手続き方法及び問い合わせ先等について、広く市民に周知することを改めて強く求める。